

- 医療費の自己負担割合を更新します。
高齢受給者証は、毎年8月1日を基準日として前年(平成29年1月〜12月)の課税所得により、自己負担割合を判定しています。
- ◇ 3 割負担：現役並み所得者
- ◇ 2 割負担：現役並み所得者以外の人で、誕生日が昭和19年4月2日以降の方
- ◇ 1 割負担：現役並み所得者以外の人で、誕生日が昭和19年4月1日以前の方

国保税のお知らせ
第1期の納期限は**7月31日(火)**です。
納税通知書は7月中旬に発送しますので、納期限内の納付をお願いします。
★納付は便利な口座振替で!
香南市内の金融機関で直接お申し込みください。
※必要な物…預金通帳・口座届出印

問 市民保険課 ☎57-8506

CLOSE UP
国保

国保の高齢受給者証・各認定証の有効期限は7月31日まで!

高齢受給者証および各認定証を8月1日から更新します。各認定証は手続きが必要ですので、ご注意ください。

- 高齢受給者証をお持ちの方
70〜74歳の高齢受給者証をお持ちの国保の方に、新しい高齢受給者証(ピンク色でハガキ大)を7月下旬に世帯主あてに郵送します。8月1日からお使いください。(更新手続きは不要です)
※国民健康保険被保険者証(茶色または黄色・カードサイズ)の有効期限とは異なります

- 各認定証をお持ちの方
現在、①または②の認定証をお持ちで、引き続き8月1日からも必要な方は更新手続きが必要です。
① 国保限度額適用認定証(青色)
※70歳未満の課税世帯の方
② 国保限度額適用・標準負担額減額認定証(黄緑色)
※75歳未満の非課税世帯

- 申請場所
市民保険課または各支所
● 手続きに必要なもの
国民健康保険被保険者証と印鑑

CLOSE UP INFORMATION

▲水色に変わります

▲クリーム色
(色は今までと同じです)

問 市民保険課 ☎57-8506

CLOSE UP
高齢者

後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証および後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までです。

- 送付するもの
① 後期高齢者医療被保険者証(緑色の封筒)
② 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(桃色の封筒)
※②の認定証は、現在お持ちの方で、8月からも該当する方に保険証とは別で送付します

- 保険料の支払いについて
『年金からのお支払い』を『口座振替』に変更できます
現在、後期高齢者医療制度の保険料を年金から支払っている方が口座振替を希望された場合、市民保険課または各支所の窓口で手続きをすることで支払方法を変更できます。

- 手続きに必要なもの
① 後期高齢者医療被保険者証
② 印鑑
③ 金融機関での口座振替申込書の控え
※引き続き年金からのお支払いを希望される方は、手続きの必要はありません

**7月初旬に65歳以上の方へ
平成30年度分の納入通知書をお送りします**

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように社会全体で支えていく仕組みです。一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。納め忘れがないよう皆さまのご理解とご協力をお願いします。

保険料が改定されました

介護保険事業の円滑な運営を図るため、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、サービス費用の見込み量等に基づいて保険料を算定しています。今回、下記の要因から改定されました。

- 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料負担割合の変更(22%→23%)
- 各サービスにかかる報酬単価の見直し(全体で0.54%の引き上げ)
- 消費税の引き上げや介護職員の処遇改善に伴う介護報酬改定等

**介護保険
のお知らせ**

■ 高齢者介護課 ☎57-8510

ご家族みんなで確認してくださいね!

保険料の決まり方は?

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、市で決められた基準額(下表:第5段階…年額68,800円)をもとに、ご本人の所得や同じ世帯のご家族の課税状況に応じた負担になるように段階的に決まります。通知書が届きましたら、年間の保険料額、徴収方法などをご確認ください。



平成30年度の保険料一覧

所得段階	対象者	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方 ●世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.45	30,990円
第2段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.70	48,210円
第3段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.75	51,660円
第4段階	世帯の誰かに市区町村民税が課税されているが本人は市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	61,990円
基準額 第5段階	世帯の誰かに市区町村民税が課税されているが本人は市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 ×1.00	68,880円
第6段階	本人が市区町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.20	82,650円
第7段階	本人が市区町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.30	89,540円
第8段階	本人が市区町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50	103,320円
第9段階	本人が市区町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.75	120,540円
第10段階	本人が市区町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額 ×1.85	127,420円

▶ 納付書払いの方は、コンビニでも利用できます。時間帯や曜日を気にすることなく支払うことができます。ぜひご利用ください。